

## 令和5年度

### 第1回 西宮市国民健康保険運営協議会

- (諮問) 令和6年度西宮市国民健康保険料率について・・・1～7頁  
(報告1) 産前産後期間に係る保険料軽減措置の導入について  
・・・8頁  
(報告2) 退職者医療制度の廃止について・・・・・・・・・・9頁

日時：令和6年2月2日（金）午後2時00分～

場所：西宮市役所第二庁舎 B603・604会議室

西宮市 市民局 市民部  
国民健康保険課  
国保収納課

## 諮問 令和6年度西宮市国民健康保険料率について

### 1. 諮問の内容

令和6年度国民健康保険料率について、以下のとおりとする。

医療給付費分	所得割	7.06%
	均等割	31,080円
	平等割	20,160円
後期高齢者支援金分	所得割	2.90%
	均等割	12,000円
	平等割	7,680円
介護納付金分	所得割	2.61%
	均等割	13,200円
	平等割	6,720円
合計	所得割	12.57%
	均等割	56,280円
	平等割	34,560円

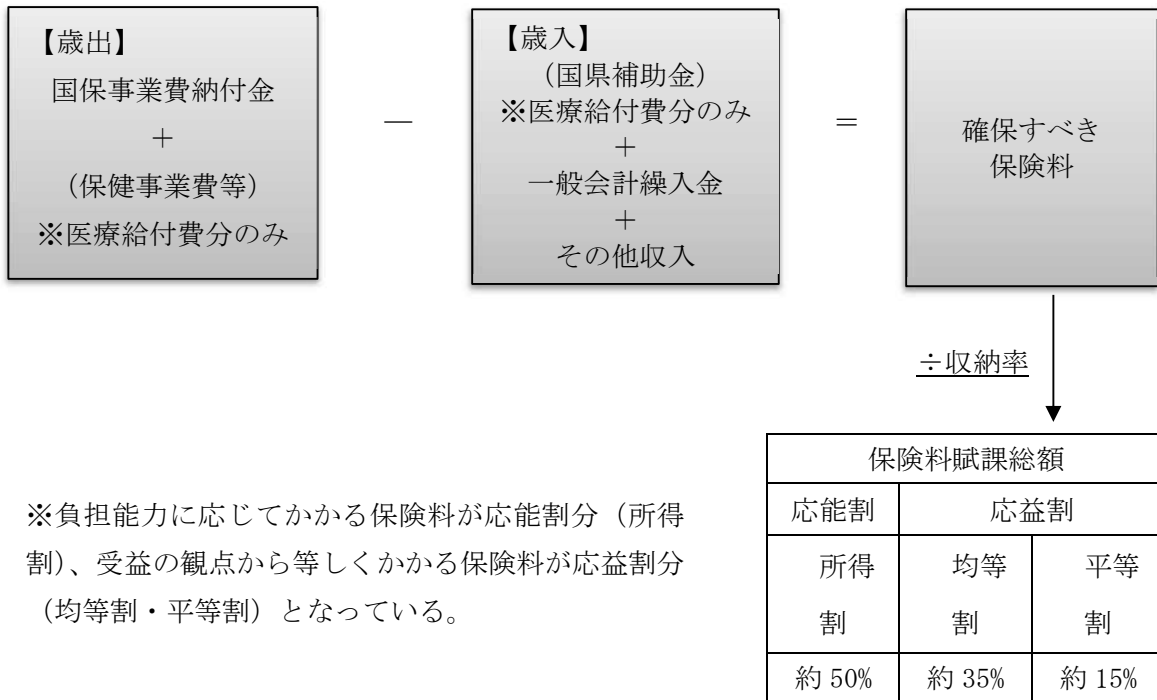
### 2. 諮問の趣旨

兵庫県から令和6年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率が示された。これを踏まえて、本市国民健康保険料率を決定するに当たり、運営協議会の意見を拝聴するため諮問する。

### 3. 保険料について

#### (1) 保険料の構成

保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に分けられ、それぞれの賦課方式として「所得割」、「均等割」、「平等割」に分類される。



#### (2) 標準保険料率と市保険料率の算出過程

保険料率を決めるにあたり、県が県全域の医療給付費等の見込みをたて、所得水準をふまえて市町ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定する。あわせて、市町ごとの標準的な保険料率を算定・公表する。

市町は、この納付金の支払いを含めた国民健康保険事業に係る費用を賄うために、県の示す標準保険料率を参考として、必要な保険料を賦課・徴収することとなる。

兵庫県が示す西宮市の標準保険料率は、5 ページ「5. 令和6年度西宮市国民健康保険料率」のとおり。

#### 医療給付費分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

6,470,746,297 円 ÷ 94.89% = 6,819,207,816 円

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 6,681,007 千円

①所得割賦課総額：6,681,007 千円 × 50.64% → 3,383,110 千円（端数調整後）

②均等割賦課総額：6,681,007 千円 × 34.46% → 2,302,033 千円（端数調整後）

③平等割賦課総額：6,681,007 千円 × 14.90% → 995,864 千円（端数調整後）

④所得総額：47,919,404 千円

- ⑤被保険者数：74,068 人
- ⑥世帯数：49,398 世帯
- 所得割 ①÷④ ≒ 7.06%
- 均等割 ②÷⑤ ≒ 31,080 円
- 平等割 ③÷⑥ ≒ 20,160 円

#### 後期高齢者支援金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$2,588,735,645 \text{ 円} \div 94.89\% = 2,728,143,793 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 2,613,839 千円

$$\textcircled{1} \text{ 所得割賦課総額} : 2,613,839 \text{ 千円} \times 51.48\% \rightarrow 1,345,646 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{2} \text{ 均等割賦課総額} : 2,613,839 \text{ 千円} \times 34.01\% \rightarrow 888,816 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 平等割賦課総額} : 2,613,839 \text{ 千円} \times 14.51\% \rightarrow 379,377 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{4} \text{ 所得総額} : 46,401,602 \text{ 千円}$$

⑤被保険者数：74,068 人

⑥世帯数：49,398 世帯

$$\bullet \text{ 所得割 } \textcircled{1} \div \textcircled{4} \div 2.90\%$$

$$\bullet \text{ 均等割 } \textcircled{2} \div \textcircled{5} = 12,000 \text{ 円}$$

$$\bullet \text{ 平等割 } \textcircled{3} \div \textcircled{6} \div 7,680 \text{ 円}$$

#### 介護納付金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$982,066,732 \text{ 円} \div 94.89\% = 1,034,952,821 \text{ 円}$$

⇒料率抑制のための一般会計繰入及び基金繰入後の賦課総額 989,529 千円

$$\textcircled{1} \text{ 所得割賦課総額} : 989,529 \text{ 千円} \times 49.54\% \rightarrow 490,181 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{2} \text{ 均等割賦課総額} : 989,529 \text{ 千円} \times 35.01\% \rightarrow 346,434 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 平等割賦課総額} : 989,529 \text{ 千円} \times 15.45\% \rightarrow 152,914 \text{ 千円 (端数調整後)}$$

$$\textcircled{4} \text{ 所得総額} : 18,780,896 \text{ 千円}$$

⑤被保険者数：26,245 人

⑥世帯数：22,755 世帯

$$\bullet \text{ 所得割 } \textcircled{1} \div \textcircled{4} \div 2.61\%$$

$$\bullet \text{ 均等割 } \textcircled{2} \div \textcircled{5} = 13,200 \text{ 円}$$

$$\bullet \text{ 平等割 } \textcircled{3} \div \textcircled{6} \div 6,720 \text{ 円}$$

#### 4. 令和6年度西宮市国民健康保険料率の検討

兵庫県において被保険者数は前年度に比べ約5.3%の減、一人当たり保険給付費は前年度に比べ約3.6%の伸びを見込んでいる。

また、県から示される国民健康保険事業費納付金は、本市分については約124億円となり、前年度の125億5千万円に比べ約1.2%の減となったが、被保険者数が減少すると見込まれているため、一人当たりになると167,430円となり、前年度の161,340円に比べ約3.8%の増である。

示された標準保険料率をもとに算出した一人当たり保険料は142,873円となり、前年度の138,220円に比べ4,653円（約3.4%）の増となっている。

なお、令和5年度保険料率については、県が示す標準保険料率をもとに本市で保険料率を決定する際、前年度保険料率から大幅に上昇することがないように、一般会計から1億5千万円、財政安定化基金から1億5千万円の繰入を行い保険料率の抑制を行っている。

これらを踏まえ、令和6年度保険料率について、前年度から大幅な上昇とならないよう、且つ標準保険料率と比べ大幅な乖離が生じないように検討を行う必要がある。

なお、保険料率抑制のための一般会計からの繰入については、国において、計画的に削減・解消すべき赤字とされている。

##### (1) 一般会計からの繰入について

保険料率を抑制する目的等の一般会計繰入は、国において、計画的に削減・解消すべきとされており、令和2年度以降段階的に削減してきたことにより令和6年度で解消となり、今後は一般会計からの繰入は行わないこととする。

##### (2) 財政安定化基金からの繰入について

県が示す標準保険料率による一人当たり保険料は約3.4%の増となっており、一般会計からの繰入についても前年度と比べて減少することにより、被保険者の負担がやや増えることとなる。よって、基金残高を考慮したうえで、令和6年度については財政安定化基金から3億の繰り入れを行うこととする。

##### (3) 繰入の方法について

県が示す標準保険料率を前年度の標準保険料率と比較し、市保険料率改定の方向性が標準保険料率の推移と同様になるよう、且つ標準保険料率を上回らないよう留意して繰入を行う。

また、将来的な県下の保険料水準統一を見据え、標準保険料率との乖離が大きくなり過ぎない範囲で収まるよう考慮し、繰入を行うこととする。

5. 令和6年度西宮市国民健康保険料率

<保険料率比較>

			R5	R6				
			市決定 保険料率 <small>一般会計繰入:1億5千万円 基金繰入:1億5千万円</small>	市町村標準保険料率		市保険料率(案) <small>基金繰入:3億円</small>		
			A	B	対前年度 標準比 C	D	対標準比 E=D-B	対前年度比 F=D-A
医療給付費分	応能	所得割	6.77%	7.32%	0.30	7.06%	-0.26	0.29
		均等割	30,240円	31,128円	738円	31,080円	-48円	840円
	応益	平等割	19,680円	20,401円	711円	20,160円	-241円	480円
			49,920円	51,529円	1,449円	51,240円	-289円	1,320円
後期支援金分	応能	所得割	2.71%	3.01%	0.20	2.90%	-0.11	0.19
		均等割	11,280円	12,506円	700円	12,000円	-506円	720円
	応益	平等割	7,200円	8,196円	547円	7,680円	-516円	480円
			18,480円	20,702円	1,247円	19,680円	-1,022円	1,200円
介護納付金分	応能	所得割	2.54%	2.71%	0.07	2.61%	-0.10	0.07
		均等割	12,960円	13,972円	134円	13,200円	-772円	240円
	応益	平等割	6,720円	6,999円	245円	6,720円	-279円	0円
			19,680円	20,971円	379円	19,920円	-1,051円	240円
合計保険料	応能	所得割	12.02%	13.04%	0.57	12.57%	-0.47	0.55
		均等割	54,480円	57,606円	1,572円	56,280円	-1,326円	1,800円
	応益	平等割	33,600円	35,596円	1,503円	34,560円	-1,036円	960円
			88,080円	93,202円	3,075円	90,840円	-2,362円	2,760円
	一人当たり保険料		134,421円	142,873円	4,653円	138,850円	-4,023円	4,429円
	伸び率		-	-	3.37%	-	-	3.29%
基金残高 (年度出納閉鎖時)			1,570,368 千円	-	-	1,270,368 千円	-	-

※「一人当たり保険料」は、医療・後期・介護の各保険料率で賦課した場合の総額を被保険者数で割り戻した額

### モデルケース①

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得0円(公的年金収入150万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	14,976円	15,372円	396円	2.6%
後期高齢者支援金分	5,544円	5,904円	360円	6.5%
保険料合計	20,520円	21,276円	756円	3.7%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得0円(給与収入98万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	14,976円	15,372円	396円	2.6%
後期高齢者支援金分	5,544円	5,904円	360円	6.5%
介護納付金分	5,904円	5,976円	72円	1.2%
保険料合計	26,424円	27,252円	828円	3.1%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

### モデルケース②

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)  
基準総所得20万円(公的年金収入173万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	38,500円	39,740円	1,240円	3.2%
後期高齢者支援金分	14,660円	15,640円	980円	6.7%
保険料合計	53,160円	55,380円	2,220円	4.2%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)  
基準総所得20万円(給与収入118万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	38,500円	39,740円	1,240円	3.2%
後期高齢者支援金分	14,660円	15,640円	980円	6.7%
介護納付金分	14,920円	15,180円	260円	1.7%
保険料合計	68,080円	70,560円	2,480円	3.6%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

### モデルケース③

世帯主・妻の2人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得200万円(給与収入約359万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	215,560円	223,520円	7,960円	3.7%
後期高齢者支援金分	83,960円	89,680円	5,720円	6.8%
介護納付金分	83,440円	85,320円	1,880円	2.3%
保険料合計	382,960円	398,520円	15,560円	4.1%

### モデルケース④

世帯主・妻・子1人の3人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得400万円(給与収入約609万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	381,200円	395,800円	14,600円	3.8%
後期高齢者支援金分	149,440円	159,680円	10,240円	6.9%
介護納付金分	134,240円	137,520円	3,280円	2.4%
保険料合計	664,880円	693,000円	28,120円	4.2%

### モデルケース⑤

世帯主・妻・子2人の4人世帯(夫婦は40歳～64歳)  
 基準総所得800万円(給与収入約1,053万円)

	令和5年度	令和6年度	年度比較	
医療給付費分	650,000円	650,000円	0円	0.0%
後期高齢者支援金分	220,000円	240,000円	20,000円	9.1%
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円	0.0%
保険料合計	1,040,000円	1,060,000円	20,000円	1.9%

※各ケースにおいて、減免は考慮せず



# 報告 1 産前産後期間に係る保険料軽減措置の導入について

## 1. 概要

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則が一部改正され、令和6年1月からの出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減措置が講じられることとなった。本市条例においても、令和5年12月定例会へ改正案を上程し、原案通り承認されたため報告する。

## 2. 制度の趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料（所得割額・均等割額）を免除するもの。

## 3. 制度の内容

### 対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定（出産した）の国民健康保険被保険者が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

### 保険料の減額内容

- 出産予定（出産した）被保険者の保険料のうち所得割額と均等割額について、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■			■	■	

※保険料の賦課限度額に達する世帯の方は、計算の結果として減額が生じない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

(例)

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …減額対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

## 報告 2 退職者医療制度の廃止について

### 1. 概要

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部として、国民健康保険法が改正された。その中で、令和6年4月施行で退職者医療制度にかかる規定が削除されたことを受け、本市条例についても所要の規定を整備し、令和6年3月定例会への改正案の上程を予定している。

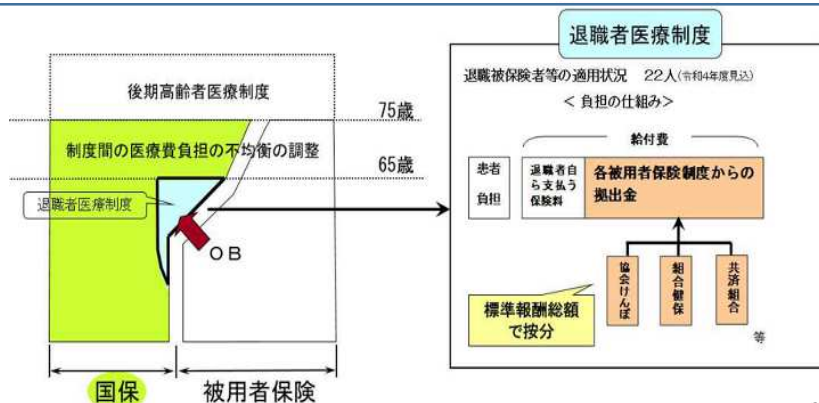
### 2. 退職者医療制度の状況

西宮市においては、該当者すべてが65歳到達に伴い一般被保険者へ移行しているため、令和2年度から退職被保険者は0人となっている。国全体においても、対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、前倒しして廃止されることとなった。

#### 《退職者医療制度について》

会社等を定年などにより退職した者は、若い働き盛りの時期に被用者保険等に加入し、医療の必要性が高まる退職後の高齢時期に国民健康保険に加入することになる。その場合、医療費の負担は主として国庫と国保加入者がすることとなる。この不合理を是正するために、昭和59年より、退職者医療制度が創設され、退職被保険者の保険給付の財源は退職被保険者からの保険料以外に、各被用者保険からの拠出金で賄うこととなっている。

この制度は、医療制度改正に伴い平成20年4月に廃止されたが、経過措置として、平成26年度まで退職者医療制度の新規適用は継続していた。平成27年度以降の新規適用はなくなったが、平成26年度までに退職被保険者等に該当している人が65歳に達するまでは制度が存続することとなっていた。



(出典：厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会資料)